

屋外広告物は許可が必要です！

〜まちの良好な景観のために〜

● 問合せ先 市役所都市計画課 内線242、243

屋外広告物とは、屋外で常時または一定の期間継続して公衆に表示される広告物のことで、はり紙、はり札、立看板、広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されたものなどです。これら屋外広告物を表示するためには、原則として市長の許可を受けることが必要です。まちの良好な景観を作り出すために、屋外広告物の表示を行うときは許可を受けましょう。

● 屋外広告物には、「まちの良好な景観の形成」「公衆に対する危害の防止」の面から、設置場所や大きさなどの規制があります。

【主な規制の例】

- ① 自己の店舗等の敷地内に店名、取扱商品名等を表示する場合(自家広告物)
- 建物の壁面に表示する広告物の面積は50㎡以下で、かつ、その壁面の面積の5分の1以下
- 設置する場所により表示面積の合計に上限あり
- ② 自己の店舗等から離れた位置に表示する場合や、他人に看板やその敷地を貸す場合
- 鉄道の沿線、郊外の道路沿道、信号機の付近等の禁止地域では原則として

● 広告物の設置不可

- ③ 街路樹、電柱、道路標識等の禁止物件には原則として広告物の設置不可
- ④ その他、市では景観法に基づき景観計画により色彩や設置の基準あり

※これらは「茨城県屋外広告物条例」に基づく規制ですが、市では「守谷市屋外広告物条例」を作成中で、市条例の施行後は基準変更の可能性があります

● 屋外広告物表示の許可には有効期間(最長3年)があります。有効期間後は、更新許可の手続きが必要で、有効期間が切れた屋外広告は、違反広告物として除却命令の対象になりますのでご注意ください。

ARCUS

Residency for Artists, Experiments for Locals, Moriya, Ibaraki
 ここから、どこでも。アークススタジオの日常

● 申込・問合せ先 アークススタジオ
 ☎46-2600 (10:00~18:00)

- ホームページ
<http://www.arcus-project.com/>
- フェイスブック
<http://www.facebook.com/arcusproject/>
- ツイッター
<http://www.twitter.com/arcusproject/>

◇ イベント企画や運営等を行っていただくサポーターを常時募集中！アークスの最新情報はウェブで！

市民がアートに出会う場所

9月に入ったとはいえ、まだまだ暑い日は続きますが、朝夕はだいぶ涼しくなってきましたね。

間もなく、アークスの主軸ともいべき、アーティスト・イン・レジデンスプログラムが始まります。

◎ 本年度海外招へいアーティスト決定！

今年で20年目を迎えるレジデンスプログラムでは、メキシコ・ドイツ・インドから3人のアーティストが招へいされます。

9月中旬から市内に滞在し、100日間の制作活動を行います。滞在期間中は、地域の方々とさまざまな交流機会を設けます。

今年度は、10月下旬と11月下旬に滞在の成果発表会(オープンスタジオ)を開催予定です。どうぞお楽しみに。

▲ **Rodrigo Gonzalez Castillo** メキシコ出身／29歳

大理石の石版画を中心に、石灰岩、ポリエステル・プレート、木板、リノリウム板など、多岐に渡る素材や技法を用いた版画制作を行う。

子どもとシルバリーの二つの世代に焦点を当て、学校、図書館、病院などを訪れながら、彼らの関心や記憶、未来に抱くイメージなどのリサーチおよび作品制作を行う予定。

▲ **Sybille Neumeyer** ドイツ出身／31歳／考古学、植物学、地形学など、さまざまな学問に関心を持ち、そのリサーチやフィールドワークを元に、自然現象などをモチーフにした映像作品やインスタレーションを制作。科学者や植物学者と意見交換を行い、地元の人々とともに守谷の生物多様性をリサーチおよび作品制作を行う予定。

▲ **Nandeesha Shanthi Prakash** インド出身／45歳／工芸品や既製品と広告などを組み合わせ、複雑な現代社会のあり方や、特にインドにおける政治意識に問いを投げかける彫刻やインスタレーションを制作。守谷で見つけた古い道具や機材などを再利用し、地元の文脈や歴史のリサーチおよび作品制作を行う予定。

素材や技法を用いた版画制作を行う。